

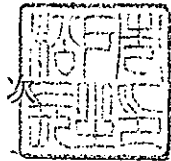
松戸市告示第 434号

平成30年7月豪雨における市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、平成30年7月30日付け松戸市告示第318号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は、特別徴収義務者に係るもので、平成30年7月5日以降から同年11月26日までの間に、期限の到来する個人市民税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納期限は、平成30年11月27日とし、同日後に到来する市税の納期限は、変更しないこととする。

平成30年 10月29日

松戸市長 本郷谷 健



都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市